

●香川県告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年4月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成25年1月15日	株式会社三河薬品ミカワ調剤 薬局善通寺原田店	善通寺市原田町1494番地1
平成25年1月31日	津谷歯科医院	坂出市本町3丁目2番4号
平成25年2月28日	蔦川歯科医院	坂出市元町1丁目5番3号